

熊本市火災予防条例の一部改正について

熊本市火災予防条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市火災予防条例の一部を改正する条例

熊本市火災予防条例（昭和37年条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「避難管理」を「避難管理等」に、「第42条」を「第42条の2」に改める。

第17条の3及び第22条の2中「消防長」の次に「又は所轄消防署長」を加える。

第29条の4第4項中「第37条第7号から第7号の3」を「第37条第4号から第6号」に改める。

第29条の6中「消防長」の次に「又は所轄消防署長」を加える。

「第5章 避難管理」を「第5章 避難管理等」に改める。

第36条の2中「一部は、」の次に「消防長又は」を加える。

第5章中第42条の次に次の1条を加える。

（消防活動空間）

第42条の2 建築基準法施行令第126条の6の規定により設けられた非常用の進入口（以下「非常用進入口」という。）は、次に定めるところにより、適切に管理しなければならない。

- (1) 非常用進入口の付近及び非常用進入口から屋内の通路等に通ずる部分には、消防隊の進入を妨げるおそれのある工作物を設け、又はこれと同様のおそれのある物品を置かないこと。
- (2) 外部から非常用進入口に至る経路となるべき場所に、消火活動上支障となる物品を置かないこと。

(3) 非常用進入口の標識を外部から容易に識別できる状態に保つこと。

2 建築基準法第34条第2項の規定により設けられた非常用の昇降機の乗降ロビーは、次に定めるところにより、適切に管理しなければならない。

(1) 消防隊の活動を妨げるおそれのある工作物を設け、又はこれと同様のおそれのある物品を置かないこと。

(2) 消火活動上必要な施設、標識、表示灯その他これらに類するものを容易に識別できる状態に保つこと。

第43条、第44条及び第46条第1項中「消防長又は」を削る。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(高遊原南消防組合の消防事務の移管及び宇城広域連合からの脱退に伴う経過措置)

6 平成26年4月1日前に旧高遊原南消防組合火災予防条例（平成2年条例第21号）又は宇城広域連合火災予防条例（平成19年宇城広域連合条例第48号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

7 旧下益城郡富合町及び旧下益城郡城南町の区域並びに上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村の区域に存する厨房設備に附属する排気ダクトで、平成26年4月1日において既に設置され、又は設置の工事に着手されていたもののうち、この条例による改正後の熊本市火災予防条例第3条の4第1項第2号から第4号までの規定に適合しないものに係る構造及び管理の基準については、これらの規定にかかわらず、平成27年3月31日までの間、なお従前の例による。

#### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

#### (提出理由)

消防活動空間の管理に関する基準、本市への高遊原南消防組合の消防事務の移管及び宇城広域連合からの脱退に伴う経過措置等を定めるため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。